

岐阜労働局発表  
平成 24 年 8 月 2 日（木）

担当	岐阜労働局労働基準監督課 監督課長 松野 明広 監察監督官 大谷 徹 電話 058-245-8102 FAX 058-248-2339
----	---

## 県内の建設現場を対象に一斉監督指導を実施 —解体工事現場で高率の違反・労働衛生対策に問題—

岐阜労働局（局長 矢部 憲一）では、平成 24 年に入り建設業における労働災害の発生が増加傾向にあり、本年 4 月の粉じん障害防止規則の一部改正等を踏まえ、本年 6 月の 1 か月に県内 7 労働基準監督署において建設工事現場に対する一斉監督指導を実施した。

その結果、監督指導を実施した 207 現場のうち 113 現場（54.6%）において労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告等を行った。

### 監督指導結果のポイント

- ◆ 違反率は 54.6%（207 現場のうち 113 現場）で横ばい。（前年 12 月は 54.7% グラフ 4 参照。）
- ◆ 解体作業における違反率が 64.9% と他の工事に比べ高く、作業主任者未選任等の基本的な違反も認められた。
- ◆ 墜落防止、足場に関する違反が依然として多く、本年 4 月に改正された粉じん障害防止規則に基づく屋外のアーク溶接作業における防じんマスク未着用等の労働衛生対策に問題。
- ◆ 16 現場で作業停止等命令処分。
- ◆ 悪質な法違反のケースは、司法処分も含め厳正に対処する方針。

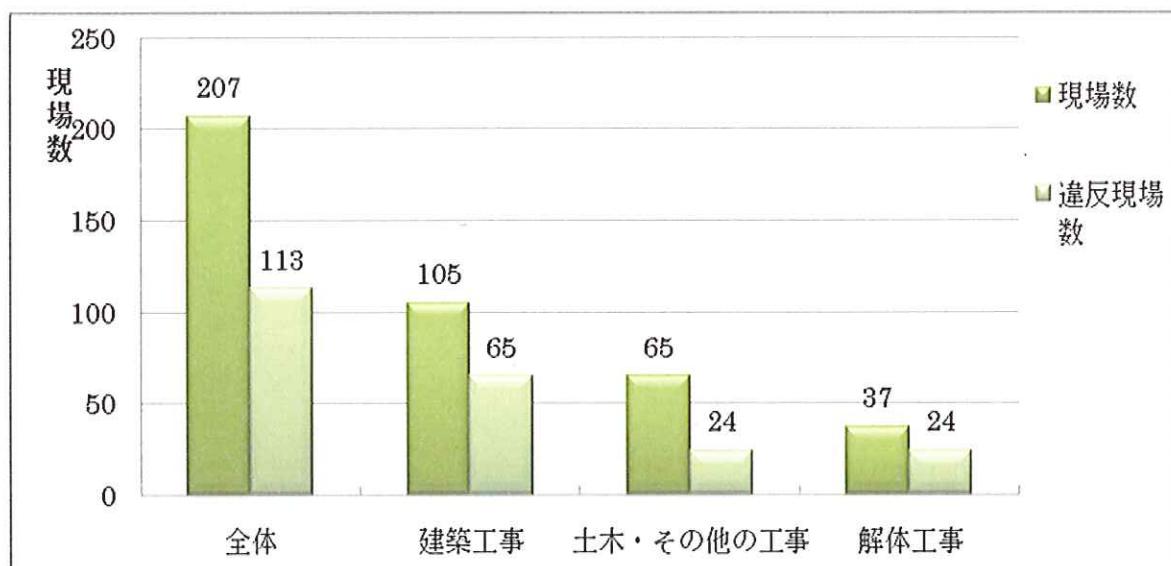
## 1 監督指導結果の概要

### (1) 違反率は 54.6% (207 現場のうち違反 113 現場)

監督指導を実施した建設工事現場は 207 現場であるが、このうち 113 現場 (54.6%) において、労働災害防止のために必要な安全措置等が講じられていない等の違反が認められた。違反率は横ばいの状況であった。

工事現場を種類別にみると、建築工事が 105 現場、土木・その他の工事が 65 現場、解体工事が 37 現場であったが、そのうち違反が認められたのは建築工事が 65 現場 (61.9%)、土木・その他の工事が 24 現場 (36.9%)、解体工事が 24 現場 (64.9%) となっており、解体工事、建築工事で違反率が高く土木・その他の工事で低くなっている。

(グラフ 1) 監督指導現場数及び違反現場数



(表 1) 監督指導を実施した現場数及び違反率

	監督実施現場数	違反現場数	違反率
建築工事	105	65	61.9%
土木・その他の工事	65	24	36.9%
解体工事	37	24	64.9%
合計	207	113	54.6%

(2) 71 現場で元請事業者の下請事業者に対する義務、31 現場で墜落防止措置、29 現場で足場の安全措置、18 現場で労働衛生対策措置義務違反

主要な違反項目別でみると、

ア 元請事業者が行うべき関係請負事業者に対する管理・指導義務違反が 71 現場（違反率 34.3%）

イ 「高所作業場所（高さ 2 メートル以上）への手すり未設置」等の墜落防止のための安全措置義務違反が 31 現場（同 15.0%）

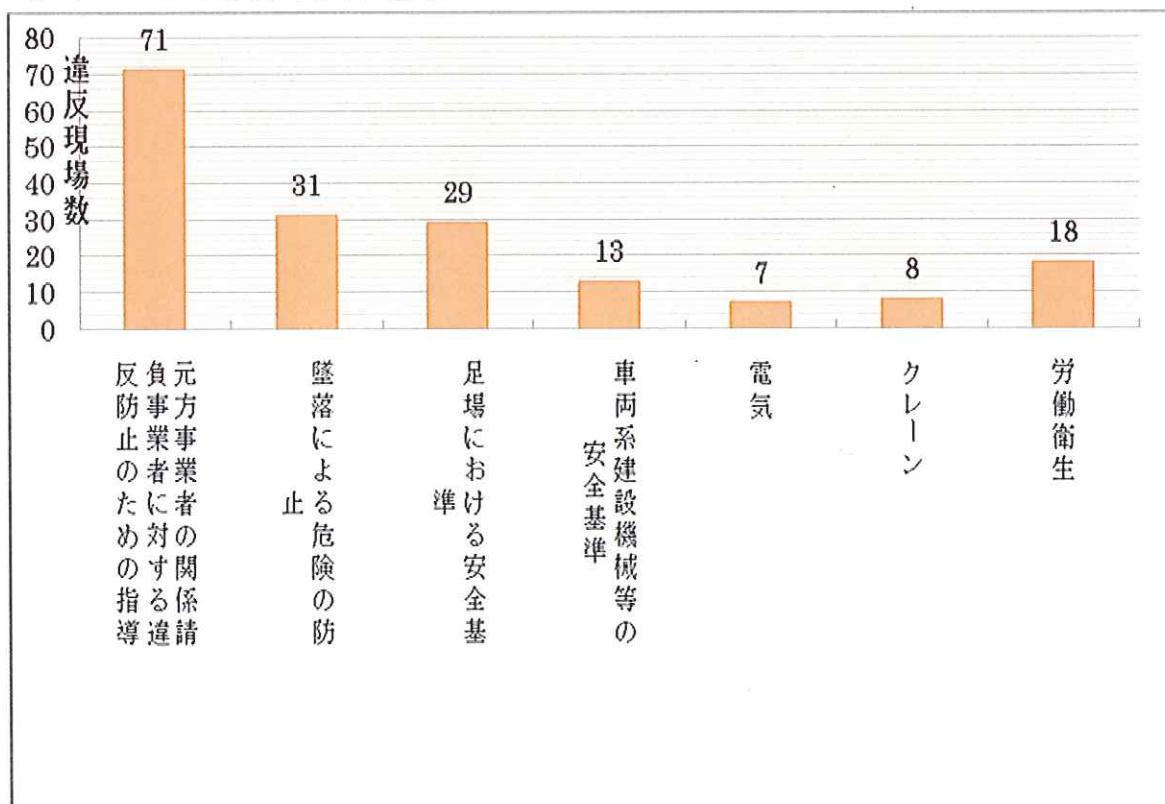
ウ 足場についての安全措置義務違反が 29 現場（同 14.0%）

エ 労働衛生対策措置義務違反（屋外のアーク溶接作業における防じんマスクの未着用等）が 18 現場（同 8.7%）

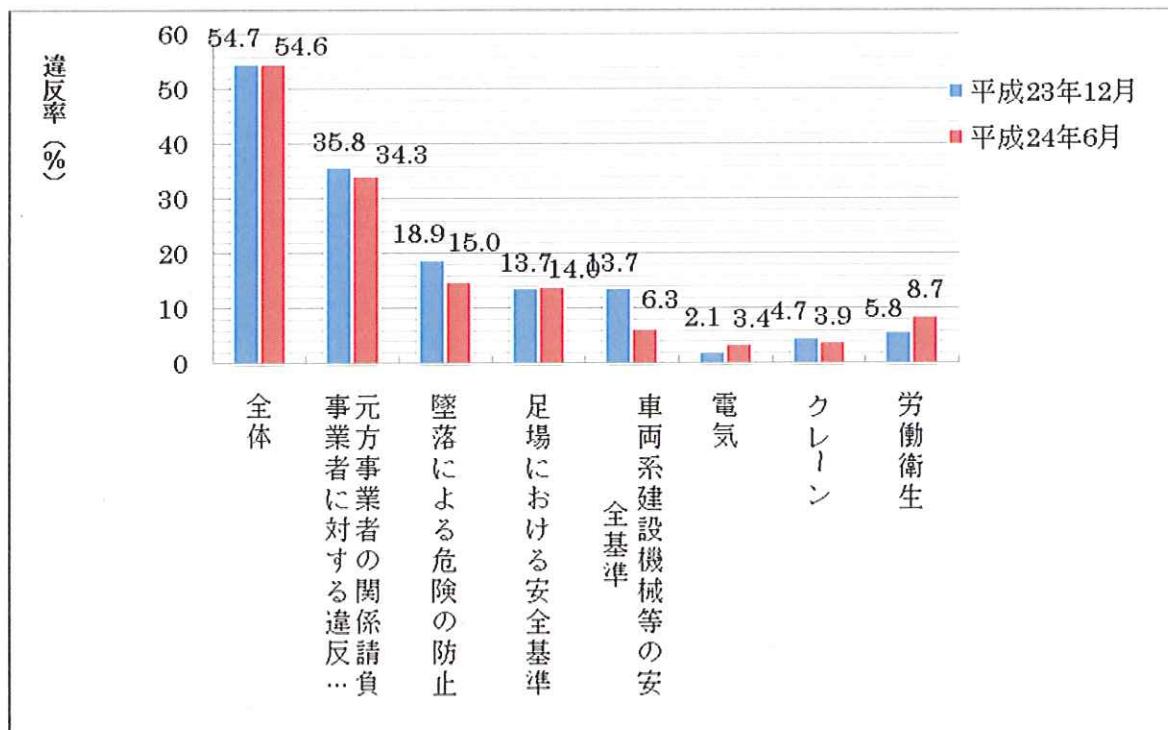
の順となっている。

特に、本年 4 月から粉じん障害防止規則が一部改正され、屋外のアーク溶接作業等においても防じんマスクの着用が義務付けされたことから、労働衛生対策に関する違反が前年（6 月 9 事業場、12 月 11 事業場）より増加し、18 事業場となった。

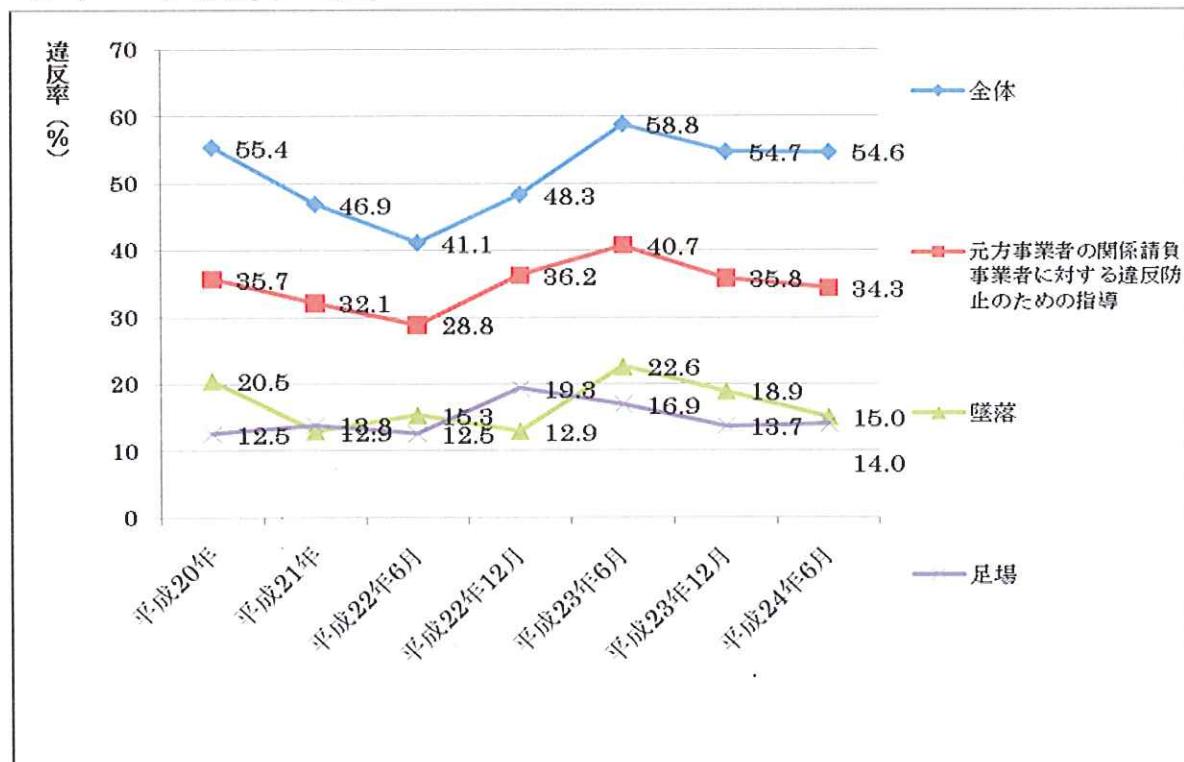
（グラフ 2）主要な違反現場数



(グラフ3) 平成23年12月に行った一斉監督指導との違反率の比較



(グラフ4) 違反率の推移



### (3) 解体工事現場における違反等の状況

平成 22 年 10 月に発生した壁の倒壊事故を契機として、平成 23 年から解体工事現場についても重点的に監督指導を実施している。今回の一斉監督指導においても、岐阜県、岐阜市、大垣市及び各務原市の協力を得て 37 の解体工事現場に対し監督指導を実施し、そのうち 24 現場 (64.9%) に何らかの労働安全衛生法違反が認められ、工事の種類別では最も違反率が高くなっている、継続的な監督指導が必要と考えられる。

解体工事現場における主な違反は、①コンクリート造の工作物の解体等作業主任者未選任、②コンクリート工作物の調査の未実施及び解体作業計画の未作成、③墜落防止対策の未措置、④労働衛生対策の未措置、などであった。

### (4) 16 現場で作業停止等命令処分

墜落・転落などのおそれのある危険箇所等について、急迫した危険がある場合には、労働災害を防止する観点から作業停止命令等の行政処分を行うが、今回の一斉監督指導においては、16 現場 (7.7%) で同処分を行った。

平成 23 年 12 月の一斉監督指導の 22 現場 (11.6%) と比較すると件数、率ともに減少した。

#### ☆ 作業停止等命令処分の具体的な事例

- ア 賃貸住宅新築工事現場において、3 層目足場に手すりを設けていなかったもの。
- イ 鉄筋コンクリート造 4 階建て工事現場において、躯体と足場と間に開口部があるにもかかわらず、墜落防止措置が講じられていなかったもの。
- ウ 枠組み足場で交差筋交いのみで下さんが設けられていなかったもの。
- エ 内部階段おどり場の開口部に墜落防止用の手すり等が設けられていなかったもの。
- オ スーパー新築工事現場において、高さ 2 メートル以上の架設通路に中さんが設けられていなかったもの。
- カ 河川防災工事において、移動式クレーンの巻過防止装置が完全に外れていたもの。

### (5) 法違反の具体的な事例（上記作業停止等命令処分を除く。）

- ア 鉄骨造工事において、屋外でアーク溶接作業を行っていたが防じんマスクを着用させていなかったもの。
- イ 屋外の外部足場の作業床において、アーク溶接作業を行っていたが防じんマスクを着用させていなかったもの。

- ウ 屋外で金属裁断作業を行っていたが、防じんマスクを着用させていなかったもの。
- エ 鉄骨造倉庫の解体工事現場において、鉄骨の組立て等作業主任者が選任されていなかったもの。
- オ 鉄骨造 2階建て会社事務所新築工事現場において、足場の組立て等作業主任者が選任されていなかったもの。

## 2 今後の方針

- (1) 平成 24 年 1 月から 6 月までの半年間における建設業の休業 4 日以上の死傷者数は、107 人と前年同期の 94 人と比較すると 13 人 (13.8%) 増となっており、死亡災害は発生していないものの注視しなければならない状況にある。
- (2) 県内 7 労働基準監督署においては、今後においても労働災害防止対策の徹底を図るため、建設工事現場に対する監督指導を強化し、悪質な法違反のケースについては司法処分を含め厳正に対処する。
- (3) 本格的な夏場に入り熱中症の発生が懸念されることから、その予防対策の指導を引き続き行う。

### 参考資料

- 資料番号 1 岐阜県における労働災害発生状況（1）（6月末死傷災害発生状況）
- 資料番号 2 岐阜県における労働災害発生状況（2）（6月末死亡災害発生状況）
- 資料番号 3 「屋外で金属をアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になります。」（リーフレット）

## 岐阜県における労働災害発生状況(1)

### 平成24年における死傷災害発生状況(6月末)

#### 1 署別 死傷災害発生件数

署 別	平成24年		平成23年		対前年比 増減数	対前年比 増減率
	死傷者数(人)	構成比	死傷者数(人)	構成比		
岐 阜	265	33.9%	266	33.3%	-1	-0.4%
大 壇	164	21.0%	148	18.5%	16	10.8%
高 山	69	8.8%	87	10.9%	-18	-20.7%
多 治 見	113	14.5%	113	14.1%	0	0.0%
関	83	10.6%	101	12.6%	-18	-17.8%
恵 那	64	8.2%	58	7.3%	6	10.3%
岐 阜 八 幡	24	3.1%	27	3.4%	-3	-11.1%
合 計	782	100.0%	800	100.0%	-18	-2.3%

労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数(死亡を含む)

#### 2 業種別 死傷災害発生件数

業 種	平成24年		平成23年		対前年比 増減数	対前年比 増減率
	死傷者数(人)	構成比	死傷者数(人)	構成比		
製 造 業	268	34.3%	298	37.3%	-30	-10.1%
鉱 業	2	0.3%	3	0.4%	-1	-33.3%
建 設 業	107	13.7%	94	11.8%	13	13.8%
運 送 業	81	10.4%	83	10.4%	-2	-2.4%
農林・畜産・水産業	39	5.0%	41	5.1%	-2	-4.9%
商業等の事業	285	36.4%	281	35.1%	4	1.4%
全 産 業	782	100.0%	800	100.0%	-18	-2.3%

労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数(死亡を含む)

## 岐阜県における労働災害発生状況(2)

## 平成24年における死亡災害発生状況(速報)

## 3 署別 死亡災害発生件数(速報)

( 平成24年6月30日 現在)

署 別	平成24年		平成23年		平成22年		対23年比較		対22年比較	
	死亡者数	構成比	死亡者数	構成比	死亡者数	構成比	増減数	増減率	増減数	増減率
岐 阜	3	75.0%	4	40.0%	3	25.0%	-1	-25.0%	0	0.0%
大 壇	1	25.0%	3	30.0%	2	16.7%	-2	-66.7%	-1	-50.0%
高 山	0	0.0%	1	10.0%	2	16.7%	-1	-100.0%	-2	-100.0%
多 治 見	0	0.0%	0	0.0%	4	33.3%	0		-4	-100.0%
関	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	-1	-100.0%	0	
恵 那	0	0.0%	0	0.0%	1	8.3%	0		-1	-100.0%
岐 阜 八 輛	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	-1	-100.0%	0	
合 計	4	100.0%	10	100.0%	12	100.0%	-6	-60.0%	-8	-66.7%

## 4 業種別 死亡災害発生件数(速報)

( 平成24年6月30日 現在)

業 種	平成24年		平成23年		平成22年		対23年比較		対22年比較	
	死亡者数	構成比	死亡者数	構成比	死亡者数	構成比	増減数	増減率	増減数	増減率
製 造 業	1	25.0%	1	10.0%	2	16.7%	0	0.0%	-1	-50.0%
鉱 業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0		0	
建 設 業	0	0.0%	3	30.0%	5	41.7%	-3	-100.0%	-5	-100.0%
運 送 業	1	25.0%	3	30.0%	2	16.7%	-2	-66.7%	-1	-50.0%
農林・畜産・水産業	0	0.0%	0	0.0%	2	16.7%	0		-2	-100.0%
商 業 等 の 事 業	2	50.0%	3	30.0%	1	8.3%	-1	-33.3%	1	100.0%
全 产 業	4	100.0%	10	100.0%	12	100.0%	-6	-60.0%	-8	-66.7%

# 屋外で金属をアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になります。

平成24年4月1日より、粉じん障害防止規則およびじん肺法施行規則が改正されます。

これにより、屋外における金属をアーク溶接する作業と、屋外における岩石又は鉱物の裁断等の作業について、新たに以下のとおりの措置が必要になります。

## ○屋外で金属をアーク溶接する作業について

- 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用

- 休憩設備の設置

※粉じん作業場以外の場所に休憩設備の設置が必要となります。

- じん肺健康診断の実施

※常時アーク溶接作業を行う事業場で必要となる措置です。

※屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても実施が必要となります。

- じん肺健康管理実施状況報告の提出

※常時アーク溶接作業を行う事業場で必要となる措置です。

※屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても実施が必要となります。

## ○屋外で岩石・鉱物を裁断等する作業について

- 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
平成24年3月

# 粉じん障害防止措置の追加について

## ○呼吸用保護具の使用が必要な粉じん作業の範囲の拡大

### ① 金属をアーク溶接する作業を行う場合

これまで、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合、呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>1</sup>の使用は、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」おいて行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行うものにまで拡大されます。

これにより、屋内屋外を問わず、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合には、呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>1</sup>を使用することが必要となります。

### ② 岩石・鉱物を裁断等する作業を行う場合

これまで、「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物※<sup>2</sup>を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」を行う場合、呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>1</sup>の使用は、「屋内又は坑内に」おいて行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行うものにまで拡大されます。

これにより、屋内屋外を問わず、「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」を行う場合には、呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>1</sup>を使用することが必要となります。

※1 呼吸用保護具（防じんマスク）は、国家検定に合格したものを使用してください。

※2 「鉱物」には、鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研磨材（アルミナ、炭化けい素等）、耐火物、重質炭酸カルシウム（石灰石の着色部分を除去し微細粉末としたもの）、化学石こうなどの人工物も含まれます。

## ○粉じん作業の範囲の拡大

これまで、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」における金属をアーク溶接する作業が、粉じん作業として定められておりましたが、「屋外」で行うものにまで粉じん作業の範囲が拡大されます。

これにより、金属をアーク溶接する作業を行う場合には、粉じん作業場以外の場所に休憩設備を設けることが必要となります。

また、常時アーク溶接を行う事業場のうち、屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても、定期的なじん肺健康診断の実施と、じん肺健康管理状況報告※<sup>3</sup>の提出が必要となります。

### ※3 じん肺健康管理実施状況報告について

常時粉じん作業に従事する労働者がいる事業場では、毎年2月末までに、その前年のじん肺健康管理実施状況を記した報告書を、所轄の監督署に提出する必要があります。報告に使用する用紙（様式第8号）は、厚生労働省のホームページよりダウンロードして下さい。

○厚生労働省HP

ホーム>政策について>分野別の政策一覧について>雇用・労働>労働基準>事業主の方へ>安全衛生関係主要様式>各種健康診断結果報告書

アドレス [http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/anzenseisei36/dl/18\\_09.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzenseisei36/dl/18_09.pdf)

このリーフレットに関する詳細については、都道府県労働局またはお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。